

秋田県警察遺失物取扱細則の全部を改正する訓令要綱

1 改正理由

県の公金事務を取り扱う指定金融機関において小切手等の全面的な電子化が行われること等に伴い、所要の規定の整備等を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 保管する提出物件のうち現金等は、指定金融機関に決済用普通預金として預け入れることとする。(第19条関係)
- (2) 手元保管現金の上限額を改めることとする。(第19条関係)
- (3) 別記様式第9号を「拾得物件保管書」から「拾得物件保管(飼育)委託書兼受託書」に改めることとする。(第19条関係)
- (4) 別記様式第13号を「拾得物件返還通知書」から「遺失者判明(返還)通知書」に改めることとする。(第22条関係)
- (5) 別記様式第20号を「拾得物件引継書」から「事務引継書」に改めることとする。(第28条関係)
- (6) 未払小切手の取扱いに係る規定を削除することとする。(第30条関係)
- (7) その他所要の整理を行うこととする。

3 施行期日

この訓令は、令和7年1月1日から施行することとする。

秋田県警察本部訓令第28号

秋田県警察遺失物取扱細則を次のように定める。

令和6年12月23日

秋田県警察本部長 警視長 山本 哲也

秋田県警察遺失物取扱細則

秋田県警察遺失物取扱細則（平成19年秋田県警察本部訓令第21号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 拾得物件の提出等

第1節 拾得物件控書等（第3条・第4条）

第2節 物件の提出を受けたときの措置（第5条―第10条）

第3節 法第4条第1項ただし書に規定する物件等（第11条―第13条）

第3章 遺失届の受理等（第14条―第18条）

第4章 提出物件の保管管理（第19条―第21条）

第5章 遺失者が判明したときの措置等（第22条・第23条）

第6章 雑則（第24条―第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物（以下「遺失物等」という。）の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番、駐在所及び警備派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

第2章 拾得物件の提出等

第1節 拾得物件控書等

（拾得物件控書の措置）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、拾得物件控書（規則別記様式第1号）に一連の整理番号を付し、あらかじめ管轄区域内の交番等に交付しておかなければならない。

2 署長は、拾得物件控書を交番等に交付したとき又はその送付を受けた都度、拾得物件控書取扱簿（別記様式第1号）に記載し、その取扱状況を明らかにしておかなければならない。

3 拾得物件控書を書き損じ、汚損等により使用できなくなったときは、速やかに当該拾得物件控書を添えて署長に報告しなければならない。

(拾得物件預り書の措置)

第4条 署長は、拾得物件預り書(規則別記様式第2号)に拾得物件控書と同じ一連番号を付し、署長印を押印した上、あらかじめ管轄区域内の交番等に交付しておかなければならない。

第2節 物件の提出を受けたときの措置

(物件の提出を受ける窓口)

第5条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出(第9条を除き、以下「提出」という。)は、警察署又は交番等において受けるものとする。

(物件の提出を受けたときの措置)

第6条 署長は、物件の提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに警察共通基盤システムにおける遺失物等情報管理業務(以下「システム」という。)に必要な事項を登録しなければならない。

2 前項の登録をしたときは、規則第6条の規定による遺失届の有無を確認するものとする。

3 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

4 交番等において、現金(他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。)の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者の面前で、現金収納袋(別記様式第2号)に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを拾得者又は施設占有者に交付するものとする。

(交番等における提出物件の送付時期)

第7条 交番等においては、提出を受けた物件(以下「提出物件」という。)を拾得物件控書とともに、提出を受けた日の翌日までに警察署に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、高額な物件その他当該交番等において当該物件を適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、署長の指示を受け、直ちに当該物件を拾得物件控書とともに警察署に送付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事件・事故、天候、交通の状況その他の事情により、これにより難しい場合は、署長の承認を得て、署長が指定する日に送付することができるものとする。この場合においては、提出物件を適切に保管するために必要な措置を講じなければならない。

(交番等における提出物件の引継方法)

第8条 交番等から警察署に提出物件を送付するときは、拾得届引継簿(別記様式第3号)に当該物件に係る必要事項を記載し、交番、駐在所及び警備派出所にあつては当該警察署の地域課長又は地域課長代理が、その他の施設にあつては当該所属の所属長、次長又は副隊長が当該提出物件及び拾得物件控書を確認した上で引継ぎを行い、その授受の状況を明らかにしておかなければならない。ただし、生活安全部地域課鉄道警察隊(以下「鉄道警察隊」という。)並びに交通部高速道路交通警察隊十和田分駐隊(以下「十和田分駐隊」という。)及び交通部高速道路交通警察隊横手分駐隊(以下「横手分駐隊」

という。)については、所属長、次長又は副隊長に当該拾得届引継簿を電子メール等で送信することにより、その確認に代えることができるものとする。

- 2 署長は、交番等から提出物件の送付を受けたときは、当該提出物件及び拾得物件控書を確認した上で拾得届引継簿に記載し、その授受の状況を明らかにしておかなければならない。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第9条 施設における物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の規定による同意をした施設占有者に通知するものとする。

(受理番号等を記載した書面等の作成)

第10条 規則第4条第1項の規定による書面等は、拾得物件一覧簿(別記様式第4号)とする。

- 2 規則第4条第2項の規定による書面等は、特例施設占有者保管物件一覧簿(別記様式第5号)とする。

第3節 法第4条第1項ただし書に規定する物件等

(所持を禁じられた物件の取扱い)

第11条 署長は、法第4条第1項ただし書に規定する所持が禁止されている物件の拾得又は遺失の届出を受理したときは、直ちに、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告し、指示を受けて処理しなければならない。

(犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の取扱い)

第12条 署長は、法第4条第1項ただし書に規定する犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の拾得の届出を受理したときは、その物件の拾得場所、拾得したときの状況その他の事情を調査しなければならない。

- 2 署長は、保管する物件が、その後の調査等により犯罪の犯人が占有していたものであると判明したときは、その旨を拾得者に通知するとともに、直ちに、犯罪の犯人が占有していた物件として処理しなければならない。
- 3 署長は、第1項の調査により犯罪の犯人が占有していたものでないと判明したときは、直ちに、その旨を拾得者に通知するとともに、提出物件として処理しなければならない。

(埋蔵物の取扱い)

第13条 署長は、埋蔵物として提出された物件が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に規定する文化財であると認められるときは、同法第101条の規定により、当該埋蔵物に埋蔵文化財提出書(別記様式第6号)を付し、本部長を経て秋田県教育委員会(発見場所が秋田市の場合は、秋田市教育委員会とする。)に提出するものとする。ただし、所有者が判明している場合は、この限りでない。

第3章 遺失届の受理等

(遺失届を受ける窓口)

第14条 規則第5条第1項の規定による遺失届は、警察署、交番等又はオンラインにおい

(1) 秋田中央警察署	50万円
(2) 大館、能代、秋田臨港、秋田東、由利本荘、大仙及び横手警察署	30万円
(3) その他の警察署	20万円

4 署長は、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、現金等、有価証券、価値又は合計額が1万円以上であると明らかに認められる物件及び法第35条第2号から第5号までに掲げる個人情報関連物件とその他の物件を区分し、確実に施錠できる保管設備に保管するものとする。この場合において、現金等以外の提出物件には、拾得物件整理票（別記様式第9号）を付けるものとする。

5 署長は、前項の規定にかかわらず、警察署における保管が困難な物件については、当該物件を適切に保管することができる者に保管を委託することができる。この場合においては、拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書（別記様式第10号）を作成し、原本を委託者、副本を受託者がそれぞれ保管するものとする。

6 保管する提出物件のうち、有価証券、乗車券、当せん金付証券（宝くじ）、商品券その他これに類する物であって警察署における保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、その満了の時期の前に現金と引換えを行うなど提出物件の価値を保全するために必要な措置を講じなければならない。

7 署長は、毎月10日までに、前月分の提出物件に係る保管状況について、出納簿、手元保管現金及び決済用普通預金を照合し、確認しなければならない。

（交番等における提出物件の保管管理）

第20条 交番等において提出を受けた後、第7条第1項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管は、署長が指定する保管設備に収納し、施錠しておかなければならない。ただし、提出物件が自転車その他その形状等により保管設備に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を適当な場所に鎖等でつないでおく方法等適当な方法により保管することができる。

2 提出物件が、交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、署長の指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

（提出物件の処分等）

第21条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、署長の指示を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

3 物件を速やかに処分する必要がある場合その他やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、電話等により通知を行うことができる。この場合において、電話等により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄等に記載し、又は記録

するものとする。

第5章 遺失者が判明したときの措置等

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第22条 規則第18条第1項の規定による通知は、遺失物確認通知書（別記様式第12-1号から第12-4号まで）により行うものとする。

2 規則第18条第2項の規定による通知は、遺失者判明（返還）通知書（別記様式第13-1号から第13-6号まで）により行うものとする。

3 規則第18条第4項の規定による通知は、物件の所有権を取得する権利を有する者にあつては権利取得通知書（別記様式第14号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）にあつては費用請求権通知書（別記様式第15号）により、それぞれ行うものとする。

(提出物件の返還等)

第23条 署長は、提出物件を遺失者に返還し、又は拾得者に引き渡すときは、手元保管現金から払い出すものとする。ただし、手元保管現金により処理し難い場合は、決済用普通預金から払い出して処理するものとする。

2 署長は、保管する提出物件を遺失者に返還したときは、法第11条第1項の規定により当該物件と引換えに徴した受領書（規則別記様式第8号）を拾得物件控書に添付しておかなければならない。

3 署長は、保管する提出物件を拾得者に引き渡したときは、規則第20条第3項の規定により当該物件と引換えに徴した受領書又は拾得物件預り書を拾得物件控書に添付しておかなければならない。

4 署長は、拾得物件預り書又は法第14条に規定する書面を亡失し、又は毀損した拾得者から物件の引渡しを求められたときは、その事情を調査し、規則第20条第3項第1号に規定する氏名等を証するに足りる書面を提示させるとともに、同項第2号に規定する聴取及び照合を行い、拾得者であることを確認の上で引き渡さなければならない。

5 交番等において遺失者等に提出物件を返還したときは、速やかに関係書類を署長に送付しなければならない。

第6章 雑則

(本部施設における取扱い)

第24条 第2条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の取扱所属欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の所轄警察署欄に定める署長の指揮監督を受けて行うものとする。

(県に帰属した物件の取扱い)

第25条 署長は、保管する物件の所有権が法第37条第1項第1号の規定により県に帰属したときは、県帰属拾得物件引継書（別記様式第16号）により引き継ぐものとする。この場合において、現金にあつては帰属調書（保管金）（別記様式第17号）を、物品にあつては帰属調書（保管物品）（別記様式第18号）を添付しなければならない。

2 署長は、前項の規定により引継ぎを受けた物件を県の歳入として納入するときは、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところにより行うものとする。

(国に帰属した物件の取扱い)

第26条 署長は、所持が禁止されている物件の所有権が法第37条第1項第1号括弧書の規定により国に帰属した場合において、規則第24条に規定するその所持の取締りに関する事務を所掌する国の行政機関等に引き渡すときは、国帰属拾得物件引渡書（別記様式第19号）により本部長を経て引き渡すものとする。

(完結書類の整理)

第27条 署長は、提出物件を棄却若しくは売却又は遺失者に返還若しくは拾得者に引渡しをするなど処理が完結したものについては、関係書類を整理し、拾得物件既決関係書類として、1年ごとに保管しておくものとする。

(署長異動時の事務引継ぎ)

第28条 署長が異動するときは、前任の署長は、事務引継書（別記様式第20号）により後任の署長に事務を引き継がなければならない。

(遺失届及び拾得物件の報告)

第29条 署長は、1年間に取扱った遺失届及び拾得物件について、警務部会計課長を経て本部長に報告しなければならない。

(事故報告)

第30条 署長は、遺失物の取扱いに事故が発生したときは、その内容を直ちに警務部会計課長を経て本部長に報告しなければならない。

(提出物件、帳簿等の検査)

第31条 本部長は、必要があると認めるときは、検査員を指定し、署長の管理する提出物件、帳簿等を検査することができるものとする。

(補則)

第32条 この訓令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

遺失物を取り扱う警察本部施設

施設	取扱所属	住所	所轄警察署
警察本部	警務部会計課	秋田市山王四丁目1番5号	秋田中央警察署
生活安全部地域課 鉄道警察隊	生活安全部地域課	秋田市中通七丁目1番2号	同上
交通部 運転免許センター	交通部 運転免許センター	秋田市新屋寿町5番1号	同上
交通部 高速道路交通警察隊	交通部 高速道路交通警察隊	秋田市上北手古野字大繋沢30番地2	秋田東警察署
交通部 高速道路交通警察隊 十和田分駐隊	同上	鹿角市十和田錦木字赤沢田19番地	鹿角警察署
交通部 高速道路交通警察隊 横手分駐隊	同上	横手市大屋新町字大平163番地4	横手警察署

別記様式第1号（第3条関係）

拾得物件控書取扱簿

交 番 等 名	交 番 駐 在 所 (施設)	交 付	月 日	整理 番号	枚数	受 領 者
						氏 名
			計			

警 察 署 受 理

月 日	整 理 番 号	枚数	受領者	備 考	月 日	整 理 番 号	枚数	受領者	備 考
					計				

- (注) 1 書き損じ、汚損等のため返納されたときは備考欄に記入すること。
 2 警察署受理の表中、「受領者」欄は署名などのほか、押印を妨げない。

（表）

現金	
円	
物品	

取扱者 _____ 交番・駐在所 _____

警察署 _____

年 月 日 _____

現金受取票 一連番号 _____

あなたから提出のあった拾得物を受理しました。

----- 切り取り線 -----

----- 折り返し線（山折り） -----

現金 収 納 袋

透 明 部 分

警察署会計課 _____

本件に関するお問い合わせは、 _____

電話番号（ _____ ） にご願ひします。

(裏)

----- 切り取り線 -----

の り し ろ

----- 折り返し線 (谷折り) -----

一連番号

受理番号		警察署 交番・駐在所				
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名 _____				
拾得日時 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得					
拾得者 住所・氏名	住所 氏 名	電話番号等				
現 金	億千百十 万千百十 円	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円硬貨 枚
		100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚	1円硬貨 枚
物 品						
備 考						

別記様式第6号（第13条関係）

埋 蔵 文 化 財 提 出 書

会第 年 月 号 日

様

警 察 署 長

下記の埋蔵物は、文化財と認められるので文化財保護法第101条の規定により提出します。

記

物件の名称 (種別)	数 量	発見者の住所、 職業、氏名、年 齢	
		発見した土地、 家屋等の所有者 の住所、職業、 氏名、年齢	
		発見の年月日	
		発見の場所	
		発見の原因	
		発見した土地、 家屋等の所有権 を取得した年月 日	
現物添付 の有無	有 無	備 考	受理月日 年 月 日 保管期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別記様式第9号 (第19条関係)

拾 得 物 件 整 理 票

(表)

○

秋 田 県 警 察 署

拾 得 物 件 整 理 票

受 理 番 号	第	号
整 理 番 号	第	号
提 出 年 月 日	年	月 日
品 名		
拾 得 者	住 所	
	氏 名	
備 考		

(裏)

○

第

号

別記様式第10号（第19条関係）

拾得物件保管（飼育）委託書兼受託書

1 拾得物件

受 理 番 号	— — — —
受 理 日	拾 得 日
拾 得 場 所	
物品の種類、特徴 及 び 数 量	

2 保管（飼育）委託期間

年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） までの間

※ ただし、警察からの連絡により、期間を短縮することがある。

3 保管（飼育）受託者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
連 絡 先	

4 留意事項

- (1) 保管（飼育）受託者は、善良な管理者の注意をもって、各種法令等の定めに従い、責任を持って保管（飼育）すること。
- (2) 保管（飼育）受託者は、保管（飼育）中に破損、逸走等の事故があった場合や、やむを得ない事情により保管（飼育）できなくなった場合は、速やかに下記警察署に連絡すること。
- (3) 定めのない事項については、都度、保管（飼育）委託者と保管（飼育）受託者の間で協議の上、決定する。

年 月 日

保管（飼育）委託者

警察署長

保管（飼育）受託者（拾得者との関係）
住所又は所在地
氏名又は名称
連絡先

【連絡先】

警察署会計課会計係

所在地

電話番号

内線（ ）

受付時間

※ 副本を作成し、原本を委託者、副本を受託者がそれぞれ保管すること。

別記様式第11号（第21条関係）

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

拾得物件処分通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定より処分することとなりましたので通知いたします。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
2 拾得物件 ()

◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号
受付時間

内線 ()

御中

別記様式第12-1号(第22条関係)
(拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

警 察 署 長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

・ 拾得物件： ()
保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者(施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。)は次の費用等(☑が入っているもの)を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

この物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)

報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1))

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる(遺失物法第31条)ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
 - ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証等)
- ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

内線 ()

受付時間

様

別記様式第12-2号（第22条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

警 察 署 長

遺失物確認通知書

あなたのものであると思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものであると確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： （ ）
保管期間満期日： 年 月 日

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

内線（ ）

受付時間

様

別記様式第12-3号（第22条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

警 察 署 長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

・ 拾得物件： （ ）

保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
 - ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
- ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

内線（ ）

様

別記様式第12-4号（第22条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保）

年 月 日
（受理番号 ）

様

警 察 署 長

遺失物確認通知書

あなたのものであると思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものであると確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： （ ）
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件があなたのものであると確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが遺失者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
 - ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
- ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

内線（ ）

様

別記様式第13-1号（第22条関係）
（費用、報労金有権かつ氏名等告知同意）

年 月 日
（受理番号 ）

御中

警 察 署 長

遺失者判明（返還）通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。費用等については遺失者と話し合いをしてください。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者
住 所
氏 名
連絡先

◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号 内線 ()
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

御中

別記様式第13-2号(第22条関係)
(費用、報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

遺失者判明(返還)通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1))

遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください(連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください)。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

内線 ()

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

御中

別記様式第13-3号 (第22条関係)
(費用、報労金有権 (又は留保) かつ氏名等告知留保)

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

遺失者判明 (返還) 通知書

あなたから提出 (交付) のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用 (遺失物法第27条)
- 報労金 (遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額 (施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1))

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話し合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要がありますので、下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出 (交付) 日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

内線 ()

受付時間

御中

別記様式第13-4号(第22条関係)
(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

遺失者判明(返還)通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者
住 所
氏 名
連絡先

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

内線 ()

御中

別記様式第13-5号(第22条関係)
(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

遺失者判明(返還)通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

提出(交付)時に、あらかじめ、遺失者への氏名等告知に同意されていることから、返還時に、遺失者に対しあなたの氏名、住所等を告知していますので、ご了承ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

内線 ()

受付時間

御中

別記様式第13-6号(第22条関係)
(費用、報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保)

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

遺失者判明(返還)通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先
警察署会計課
所在地
電話番号 内線 ()
受付時間

御中

別記様式第14号（第22条関係）

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

権利取得通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取に来てください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 引渡し期限日 年 月 日
- 4 引渡し手続を行う場所、取扱時間等
下記「お問合せ先」に同じ
- 5 持参するもの
 - (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙（拾得物件提出時に交付されている場合）
 - (2) 本通知
 - (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
 - ※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
 - 委任状（拾得物件預り書別紙の下部にある委任状欄を使用することもできます。）
 - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

内線 ()

御中

別記様式第15号（第22条関係）

年 月 日
(受理番号)

御中

警 察 署 長

費用請求権通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者に返還できませんでした。
あなたには遺失物法の定めにより、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

内線 ()

御中

別記様式第16号（第25条関係）

第 年 月 日
第 号

警察署長 殿

警察署長

県 帰 属 拾 得 物 件 引 継 書

遺失物法第37条第1項第1号の規定により、下記の物件に係る所有権が県に帰属したので引き継ぎます。

記

- | | |
|------|---|
| 1 現金 | 円 |
| 2 物品 | 点 |

内訳 別紙帰属調書（保管金）及び帰属調書（保管物品）のとおり

上記の拾得物を受領しました。

年 月 日

（地方公所の長）
警察署長

別記様式第19号（第26条関係）

第 号
年 月 日

様

警察署長
(公印省略)

国 帰 属 拾 得 物 件 引 渡 書

遺失物法第37条第1項第1号括弧書の規定により、下記の物件に係る所有権が国に
帰属したので引き渡します。

記

物 件	品 名 (種類、形状、規格、品質)		数 量
			点
拾 得 者	住 所		
	氏 名		
拾 得	日 時	年 月 日 時 分	
	場 所		
受理年月日・受理番号			
国 帰 属 年 月 日		年 月 日	
備 考			

別記様式第20号（第28条関係）

事務引継書

1 保管金

前年度末 繰越高	本年度(引継時まで)		現在高		振出済小切手 支払未済高	備考
	受入高	払出高	現金	預金		
円	円	円	円	円	円	

2 保管物品

前年度末 繰越高	本年度(引継時まで)		現在高				備考
	受入高	払出高		保管委託	任意提出	鑑査中	
点	点	点	点	点	点	点	

上記のとおり引継ぎを終わりました。

年 月 日

警察署長

前任者

後任者